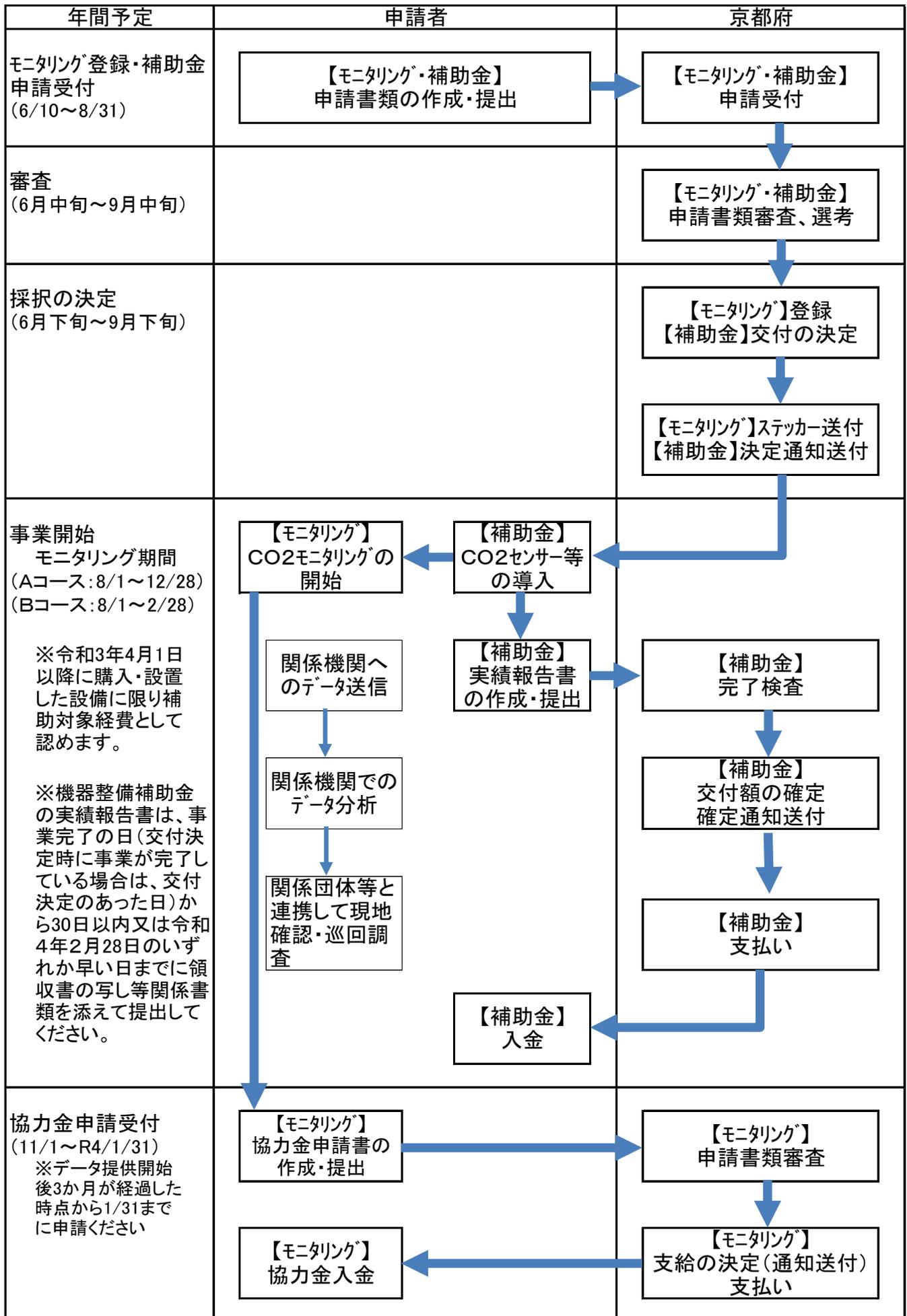


実施手続の流れ



※令和3年4月1日以降に購入・設置した設備に限り補助対象経費として認めます。

※機器整備補助金の実績報告書は、事業完了の日(交付決定時に事業が完了している場合は、交付決定のあった日)から30日以内又は令和4年2月28日のいずれか早い日までに領収書の写し等関係書類を添えて提出してください。